

## 羽曳野市有料老人ホーム立入検査実施要綱

制 定 平成 25 年 12 月 9 日

最近改正 令和 1 年 9 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成 12 年大阪府条例第 8 号)第 6 条第 3 項の規定に基づき本市が処理することとされた老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム(以下「施設」という。)の管理運営、サービス、入居者の処遇等(以下「管理運営等」という。)について、法及び羽曳野市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成 25 年 1 月 1 日施行)の規定に照らして適切に運営されているかを検査するための法第 29 条第 11 項の規定に基づく立入検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第 2 条 立入検査は、定期検査及び随時検査とする。

2 定期検査は、毎年作成する立入検査実施計画により行うものとし、施設の管理運営等について全般的な検査を行うものとする。

3 随時検査は、施設の管理運営等についての苦情、告発等があった場合において、その内容が法第 29 条第 4 項から第 9 項までの規定に違反するおそれがあると認める場合又は入居者への虐待行為等のため入居者の保護を図る必要があると思慮される場合に随時実施するものとする。

4 立入検査は、2 名以上の市職員(以下「検査員」という。)が行うことを原則とし、遅くとも検査実施日の 1 月前までに施設の設置者及び管理者に対し、文書により立入検査の実施日時、検査内容等を通知するとともに、事前提出資料として調書の提出を求めるものとする。

5 第 3 項の規定により実施する随時検査において緊急に対応を要する場合、前項の規定にかかわらず、検査開始時に通知することにより立入検査を行うことができるものとする。

6 検査員は、立入検査を実施する際は、法第 29 条第 12 項の規定によりその身分を示

す証明書を携帯し、施設からの求めがある場合は、これを示さなければならない。

7 検査員は、立入検査に当たっては当該施設の管理運営等に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

(報告及び通知)

第3条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、立入検査の結果、改善を要すると認められる事項がある場合は、当該施設の設置者及び管理者に対し、文書により当該改善を求める事項を通知し、期限を定めて文書による改善結果の報告を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。